

## 市川市地域防災計画（震災編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現行	修正後
目次	第4章 第1節	第1節 <u>被災者の生活再建</u> 第1 <u>市民生活再建支援</u> 第2 <u>産業復旧支援</u>	第1節 <u>復興まちづくり</u> 第1 <u>復興まちづくり</u> _____
同上	第4章 第2節	第2節 <u>復興まちづくり</u> 第1 <u>復興まちづくり</u> 第2 <u>激甚災害の指定に関する計画</u>	第2節 <u>被災者の生活再建</u> 第1 <u>市民生活再建支援</u> 第2 <u>産業復旧支援</u>
同上	第4章 第3節	_____ _____	第3節 <u>激甚災害</u> 第1 <u>激甚災害の指定に関する計画</u>
3	防災体制における基本的な用語	災害時支援協定市区町村 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町 ( <u>6</u> 市 <u>2</u> 区 <u>1</u> 町 <u>1</u> 村)等の協定がある。	災害時支援協定市区町村 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町 ( <u>8</u> 市 <u>2</u> 区 <u>2</u> 町 <u>2</u> 村)等の協定がある。

ページ	修正箇所	現行	修正後
11	第1章 第6節 第3 指定地方行政機関	表の「機関の名称」、「事務又は事務の大綱」 _____ _____ _____ _____	表の「機関の名称」、「事務又は事務の大綱」 <u>国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所</u> <u>第1 管内国道 298 号の保全に関すること。</u> <u>第2 管内国道 298 号の災害復旧に関すること。</u> <u>第3 災害時における緊急輸送路の確保に関するこ</u> <u>と。</u>
12	第1章 第6節 第6 その他の公共的団体	一般社団法人市川市薬剤師会 1 災害時における <u>救急薬品等の調達</u> _____協 力に関すること。	一般社団法人市川市薬剤師会 1 災害時における <u>医薬品等の調達及び処方</u> の協力 に関すること。
同上	同上	<u>市川浦安接骨師会</u>	<u>公益社団法人千葉県柔道整復師会市川・浦安支部</u>
14	第1章 第7節 第4 人口特性	本市の人口は、 <u>平成 31 年 3 月 31 日</u> 現在、 <u>488,714 人</u> である。 表中 年次： <u>平成 31 年</u> 世帯数： <u>244,984</u> 総数： <u>488,714</u> 男： <u>247,869</u> 女： <u>240,845</u>	本市の人口は、 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> 現在、 <u>491,821 人</u> である。 表中 年次： <u>令和 2 年</u> 世帯数： <u>248,527</u> 総数： <u>491,821</u> 男： <u>249,014</u> 女： <u>242,807</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
24	第2章 震災予防計画 計画の主旨 第2 基本目標	<p>◆女性の視点を活用した防災施策の実施</p> <p>その後、これまでの経験・知識を活かした「BJ アドバンス」により課題の検証や防災啓発など一層の強化を図っている。</p> <p>今後も、_____</p> <p>女性の視点を取り入れたきめ細かい防災施策を実施していく。</p>	<p>◆女性の視点を活用した防災施策の実施</p> <p>その後、これまでの経験・知識を活かして、<u>防災上の課題の検証に加え、大学での講義や様々な団体からの依頼に応じた講演会、さらに防災訓練などの防災イベント等を通じた啓発を実施し、女性の視点を活かした減災対策について一層の強化を図っている。</u></p> <p>今後も、「<u>女性の視点の反映・提言の実現化・防災意識のさらなる向上</u>」の3つの目標を基に、<u>女性の視点を取り入れたきめ細かい防災施策を実施していく。</u></p>
25	第2章 震災予防計画 計画の主旨 第3 計画の体系	<p>表中の「災害対応事務局」の「主な基本業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災対策の立案・推進</li> <li>・情報連絡・活動体制の整備</li> <li>・防災意識の啓発、防災知識の普及</li> <li>・ボランティアとの協力体制の整備</li> <li>・女性への配慮の検討</li> </ul>	<p>表中の「災害対応事務局」の「主な基本業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災対策の立案・推進</li> <li>・情報連絡・活動体制の整備</li> <li>・防災意識の啓発、防災知識の普及</li> <li>・_____</li> <li>・女性への配慮の検討</li> </ul>



ページ	修正箇所	現行	修正後
25	第2章 震災予防計画 計画の主旨 第3 計画の体系	表中の「被災生活支援本部」の「主な基本業務」 ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・外国人（訪日外国人含む。）への支援対策の推進 <hr/> ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進 <hr/> ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進	表中の「被災生活支援本部」の「主な基本業務」 ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・ <hr/> ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・ <hr/> ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進

ページ	修正箇所	現行	修正後
26	第2章 計画の主旨 第3 計画の体系	基本目標「災害に強い協力体制の確立」、施策の方向「5 応急医療体制の整備」 ②医療品・応急用医療資機材等の確保	基本目標「災害に強い協力体制の確立」、施策の方向「5 応急医療体制の整備」 ②医薬品・応急用医療資機材等の確保
28	第2章 第1節 第2 建築物の不燃化・耐震化	(2) 民間建築物の安全化 (略) 「市川市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物 (略) の所有者に対して、耐震化を促進させる施策を推進し、平成32年度における耐震化率95%以上を目指す。	(2) 民間建築物の安全化 (略) 「市川市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物 (略) の所有者に対して、耐震化を促進させる施策を推進し、令和2年度における耐震化率95%以上を目指す。
36	第2章 第2節 第1 震災対応体制の整備	4 業務継続計画 (BCP) の推進 (災害対応事務局、_____、各対応本部)	4 業務継続計画 (BCP) の推進 (災害対応事務局、 <u>業務継続班</u> 、各対応本部)
37	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	1 関係機関との協力体制の整備 (略) _____	1 関係機関との協力体制の整備 (略) (3) <u>千葉県情報連絡員との協力体制の整備</u> <u>災害発生時には、被害状況や災害対応、人的・物的ニーズ等の情報収集を行うため、千葉県より情報連絡員が派遣される。そのため、日ごろから情報連絡員の役割について理解の共有化を図るなど、千葉県との情報共有や連携の強化を図る。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
38	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	4 ボランティアとの協力体制の整備（ <u>災害対応事務局</u> ） （2）市内ボランティア団体との連携 平成31年4月1日現在、市内に <u>360</u> のボランティア団体が把握されており、そのうち <u>96</u> 団体は、社会福祉法人市川社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。	4 ボランティアとの協力体制の整備（ <u>システム・受援班</u> ） （2）市内ボランティア団体との連携 令和2年4月1日現在、市内に <u>368</u> のボランティア団体が把握されており、そのうち <u>94</u> 団体は、社会福祉法人市川社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。
39	第2章 第2節 第3 情報連絡・伝達体制の整備	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化（ <u>災害対応事務局、広報・業務継続班、システム・調整班</u> ）	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化（ <u>災害対応事務局、広報班、システム・受援班</u> ）
同上	同上	2 通信施設等の確保（ <u>災害対応事務局、広報・業務継続班</u> ）	2 通信施設等の確保（ <u>災害対応事務局、広報班、システム・受援班</u> ）
40	第2章 第2節 第4 消防・救助体制の整備	3 消防用資器材等の増強・配置（略） 震災時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等にも利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。	3 消防用資器材等の増強・配置（略） 震災時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等にも利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
41	第2章 第2節 第5 応急医療体制の整備	一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及び市川浦安接骨師会との協定に基づいて、医療救護所の開設及びその運営体制を定めている。	一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及び公益社団法人千葉県柔道整復会市川・浦安支部との協定に基づいて、医療救護所の開設及びその運営体制を定めている。
同上	同上	1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部） (6) 広域災害__医療情報ネットワークの整備	1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部） (6) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

ページ	修正箇所	現行	修正後
41	第2章 第2節 第5 応急医療体制の整備	<p>2 医薬品・応急用医療資器材等の確保（災害対応事務局、_____）</p> <p>震災時の応急医療活動に必要な資器材等を確保するため、市内 15 箇所の医療救護所において、資器材の備蓄が完了している。また、一般社団法人市川医師会等との協議に基づいて、各医療救護所用の医薬品の備蓄を進めている。なお、千葉県市川健康福祉センターには、「災害用備蓄医薬品（500 人分）」「災害用備蓄衛生材料」を備蓄してあるので、その活用を図る。今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。</p> <p>（1）備蓄医薬品__の管理体制の整備（医薬品__の入替え等）</p> <p>（2）医療用水源の確保</p>	<p>2 医薬品・応急用医療資器材等の確保（災害対応事務局、<u>医療本部</u>）</p> <p>震災時の応急医療活動に必要な資器材等を確保するため、<u>一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて</u>、市内 15 箇所の医療救護所において、<u>資器材の備蓄が</u>、また、市内 8 箇所の拠点医療救護所等に<u>医薬品の備蓄が完了している</u>。なお、千葉県市川健康福祉センターには、「災害用備蓄医薬品（500 人分）」「災害用備蓄衛生材料」を備蓄してあるので、その活用を図る。今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。</p> <p>（1）<u>備蓄医薬品等の管理体制の整備（医薬品、衛生材料の入替え等）</u></p> <p>（2）医療用水__の確保</p>
42	第2章 第2節 第6 津波に対する被害予防体制の整備	<p>2 津波に関する知識の普及（災害対応事務局、<u>広報・業務継続班</u>、消防本部、学校教育班）</p>	<p>2 津波に関する知識の普及（災害対応事務局、<u>広報班</u>、消防本部、学校教育班）</p>
44	第2章 第2節 第7 避難体制の整備	<p>2 応急避難体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部、_____）</p>	<p>2 応急避難体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
45	第2章 第2節 第7 避難体制の整備	4 ペット対策の整備（略） （1）飼い主責任の原則 「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ <u>ゲージ</u> ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。	4 ペット対策の整備（略） （1）飼い主責任の原則 「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ <u>ケージ</u> ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。

ページ	修正箇所	現行	修正後
47	第2章 第2節 第8 要配慮者支援対策	(8) 避難指示等の情報伝達（略） 災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」、「 <u>避難勧告</u> 」、「 <u>避難指示（緊急）</u> 」等の情報を伝達する。特に、避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」が発令された時点で、避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。	(8) 避難勧告等の情報伝達（略） 災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに_____「 <u>避難勧告</u> 」、「 <u>避難指示（緊急）</u> 」等の情報を伝達する。____避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、_____避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。
48	同上	4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部、_____） _____	4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部、 <u>災害対応事務局</u> ） さらに、「 <u>BJ☆Project</u> 」の活動を踏まえ、 <u>避難所運営体制の検討や備蓄の充実、トイレ対策等の災害への備えを実施する。</u>
同上	同上	5 外国人等の要配慮者への対策（ <u>被災生活支援本部</u> ）	5 外国人等の要配慮者への対策（ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ）

ページ	修正箇所	現行	修正後
49	第2章 第2節 第9 帰宅困難者・滞留者対策の整備	<p>1 帰宅困難者・滞留者対策</p> <p>(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実にに向けた取り組み（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>（略）</p>	<p>1 帰宅困難者・滞留者対策</p> <p>(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、<u>広報班、帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>（略）</p> <p>(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実にに向けた取り組み（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>（略）</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
49	第2章 第2節 第9 帰宅困難者・滞留者対策の整備	<p>2 市民、事業者、学校等への啓発</p> <p>(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 帰宅困難者の備え（災害対応事務局、<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>2 市民、事業者、学校等への啓発</p> <p>(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、<u>広報班、帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班、学校教育班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班、学校教育班</u>）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 帰宅困難者の備え（災害対応事務局、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>(略)</p>
52	第2章 第2節 第10 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備	<p>2 食糧の確保（略）</p> <p>(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け</p> <p>_____、平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄するよう<u>パンフレット</u>等での啓発を行う。</p>	<p>2 食糧の確保（略）</p> <p>(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け</p> <p><u>停電や断水等の長期ライフライン途絶に備え</u>、平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄する等、各家庭での自助に対する<u>取り組みについてパンフレット</u>等での啓発を行う。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
52	第2章 第2節 第10 生活関連物資等の確保 及び調達体制の整備	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 ( _____、被災生活支援本部、各施設管理者)	6 災害対応を行う職員等の食糧の確保 ( <u>予算・調査班</u> 、被災生活支援本部、各施設管理者)
55	第2章 第3節 第2 市民・事業者の防災力 強化	市民・事業者等が震災時に <u>自分の身は自分で</u> 守る (自助)、自分たちの地域は自分たちで守る(共 助)という意識をもって、初期消火、救出、被災生活 や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体 制づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。	市民・事業者等が震災時に <u>自らの命は自らが</u> 守る (自助)、自分たちの地域は自分たちで守る(共 助)という意識をもって、初期消火、救出、被災生活 や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体 制づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。
56	同上	4 地域 _____ 防災リーダーの育成(略) 平時における地域での防災に関する啓発活動や、災 害時における地域での対応活動を推進するため、女性 を含めた地域 _____ 防災リーダーの育成に努める。	4 地域における <u>防災リーダー</u> の育成(略) 平時における地域での防災に関する啓発活動や、災 害時における地域での対応活動を推進するため、女性 を含めた <u>地域における防災リーダー</u> の育成に努める。

ページ	修正箇所	現行	修正後
66	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	表中の「本部員」 _____ 企画部長 (略) _____ 福祉部長 (略)	表中の「本部員」 <u>広報室長</u> 企画部長 (略) <u>観光部長</u> 福祉部長 (略)
67	同上	表中の「本部会議」の「責任者」 ①市長 ②副市長 ③副市長 <u>④教育長</u> <u>⑤危機管理監</u>	表中の「本部会議」の「責任者」 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④危機管理監 _____
同上	同上	表中の「災害対応事務局」の「担当部局」 ●危機管理課 ○地域防災課 <u>○秘書課</u> <u>○ボランティア・NPO 課</u>	表中の「災害対応事務局」の「担当部局」 ●危機管理課 ○地域防災課 _____ _____

ページ	修正箇所	現行	修正後
67	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	<p>表中の「災害対応事務局」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害対応事務局の庶務に関すること（略）</li> <li>➤ 避難勧告等の発令準備に関すること</li> <li>➤ <u>ボランティアの受入れに関すること</u></li> <li>➤ <u>応援・受援に関すること</u></li> </ul>	<p>表中の「災害対応事務局」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害対応事務局の庶務に関すること（略）</li> <li>➤ 避難勧告等の発令準備に関すること</li> <li>_____</li> <li>_____</li> <li>➤ <u>千葉県や自衛隊等との連絡・調整に関すること</u></li> </ul>
同上	同上	<p>表中の「被災生活支援本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被災生活支援本部の庶務に関すること（略）</li> <li>➤ 応急仮設住宅の入居斡旋に関すること</li> <li>➤ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u></li> <li>➤ ペット対策に関すること</li> </ul>	<p>表中の「被災生活支援本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被災生活支援本部の庶務に関すること（略）</li> <li>➤ 応急仮設住宅の入居斡旋に関すること</li> <li>_____</li> <li>➤ ペット対策に関すること</li> </ul>

ページ	修正箇所	現行	修正後
68	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「責任者」</p> <p>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③水と緑の部長</p> <hr/>	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「責任者」</p> <p>①街づくり部長 ②道路交通部長 ③水と緑の部長 ④環境部長</p>
同上	同上	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p>➢被災市街地対応本部の庶務に関すること （略）</p> <p>➢応急危険度判定本部の開設・運営に関すること</p> <hr/> <p>➢土砂災害への対応に関すること （略）</p> <p>➢清掃に関すること</p> <hr/> <p>※り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力</p>	<p>表中の「被災市街地対応本部」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p>➢被災市街地対応本部の庶務に関すること （略）</p> <p>➢応急危険度判定本部の開設・運営に関すること</p> <p>➢<u>崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申に関すること</u></p> <p>➢土砂災害への対応に関すること （略）</p> <p>➢清掃に関すること</p> <p>➢<u>災害廃棄物処理に関すること</u></p> <p>※り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
68	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>広報・業務継続班</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>広報班</u>
同上	同上	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「責任者」 ① <u>企画部長</u> ② <u>企画部次長</u> ③ <u>広報広聴課長</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「責任者」 ① <u>広報室長</u> ② <u>広報室次長</u> ③ <u>広報広聴課長</u>
同上	同上	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「担当部局」 ● <u>広報広聴課</u> ○ <u>行政経営課</u> ○ <u>情報政策課</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「担当部局」 ● <u>広報広聴課</u> ○ <u>新庁舎プロモーション担当室</u> ○ <u>秘書課</u> ○ <u>Web 管理課</u>
同上	同上	表中の「 <u>広報・業務継続班</u> 」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <hr/> ➤ <u>記者発表、取材対応、報道機関への広報依頼に関すること</u> (略) <hr/> ➤ <u>広報車・広報紙等による市民への広報に関すること</u>	表中の「 <u>広報班</u> 」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <hr/> ➤ <u>本部長等のスケジュール管理に関すること</u> ➤ <u>記者発表、取材対応、報道機関への広報依頼に関すること</u> (略) ➤ <u>SNS の配信に関すること</u> ➤ <u>広報車・広報紙等による市民への広報に関すること</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
68	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>システム・調整班</u>	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「本部・拠点名」 <u>システム・受援班</u>
同上	同上	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「責任者」 ①情報政策部長 ② <u>情報政策部次長</u> ③ <u>情報政策課長</u>	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「責任者」 ①情報政策部長 ② <u>情報政策部理事</u> ③ <u>情報政策部次長</u>
同上	同上	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「担当部局」 ●情報政策部 _____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「担当部局」 ●情報政策部 ○ <u>ボランティア・NPO 課</u>
同上	同上	表中の「 <u>システム・調整班</u> 」の「基本的な役割・業務 (所掌事務)」 ➤ <u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係 ること</u> (略) _____ ➤ <u>災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u> _____ _____	表中の「 <u>システム・受援班</u> 」の「基本的な役割・業務 (所掌事務)」 ➤ <u>応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係 ること</u> (略) ➤ <u>市民ニーズの分析に関すること</u> ➤ <u>災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u> ➤ <u>ボランティアの受入れに関すること</u> ➤ <u>応援・受援に関すること</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
69	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 _____	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 <u>業務継続班</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「責任者」 _____ _____ _____	表中の「本部直轄班」の「責任者」 <u>①企画部長</u> <u>②企画部次長</u> <u>③行政経営課長</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 _____	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 <u>●行政経営課</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所 掌事務）」 _____	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所掌 事務）」 <u>➤業務継続に関すること</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 _____	表中の「本部直轄班」の「本部・拠点名」 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「責任者」 _____ _____ _____	表中の「本部直轄班」の「責任者」 <u>①観光部長</u> <u>②観光部次長</u> <u>③観光政策課長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
69	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 _____ _____	表中の「本部直轄班」の「担当部局」 ● <u>観光部</u> ○ <u>国際政策課</u>
同上	同上	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____ _____	表中の「本部直轄班」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 ➤ <u>帰宅困難者の支援に関すること</u> ➤ <u>外国人の支援に関すること</u>
同上	同上	表中の「災害1班」の「担当部局」 ● <u>文化振興課</u> _____ ○スポーツ課 ○東山魁夷記念館 ○市川駅行政サービスセンター	表中の「災害1班」の「担当部局」 ● <u>文化芸術課</u> ○ <u>文化施設課</u> ○スポーツ課 ○東山魁夷記念館 ○市川駅行政サービスセンター
同上	同上	表中の「災害4班」の「担当部局」 ● <u>子育て支援課</u> ○こども福祉課 _____ ○こども施設入園課	表中の「災害4班」の「担当部局」 ● <u>こども家庭支援課</u> ○こども福祉課 ○ <u>こども施設計画課</u> ○こども施設入園課

ページ	修正箇所	現行	修正後
69	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	<p>表中の「災害5班」の「担当部局」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>観光プロモーション課</u></li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業振興課</li> <li>○ 中央図書館</li> </ul>	<p>表中の「災害5班」の「担当部局」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>経済政策課</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>商工業振興課</u></li> <li>○ 農業振興課</li> <li>○ 中央図書館</li> </ul>
71	第3章 第1節 第2 職員の参集・配備	<p>本市の震度情報が公表されない場合、千葉県北西部及び東京23区の_____震度情報を読み替えるものとする。</p>	<p>本市の震度情報が公表されない場合、千葉県北西部及び東京23区の<u>どちらか大きい方の震度情報</u>を読み替えるものとする。</p>
72	第3章 第1節 第2 職員の参集・配備	<p>表中の「第1配備体制」の「参集対象職員」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>危機管理室</u></li> <li>○ <u>消防局の予め指定された職員</u></li> </ul> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>表中の「第1配備体制」の「参集対象職員」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害対応事務局</u></li> <li>○ <u>広報班</u></li> <li>○ <u>システム・受援班</u></li> <li>○ <u>被災市街地対応本部</u></li> <li>○ <u>消防本部</u></li> </ul> <p><u>上記の所属職員で予め定められた職員</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
72	第3章 第1節 第2 職員の参集・配備	表中の「第2 配備体制」の「参集対象職員」 ○本部会議の構成職員 (略) ○消防局全職員 (略) ○危機管理室	表中の「第2 配備体制」の「参集対象職員」 ○本部会議の構成職員 (略) ○消防本部全職員 (略) ○災害対応事務局

ページ	修正箇所	現行	修正後
72	第3章 第1節 第2 職員の参集・配備	表中の「配備体制」 <u>第3 配備体制</u>	表中の「配備体制」 <u>災害対策本部体制</u>
74	同上	表 [ <u>第3 配備体制</u> における各職員の基本的な参集・配 備場所]	表 [ <u>災害対策本部体制</u> における各職員の基本的な参 集・配備場所]
75	第3章 第1節 第3 応援・協力の要請	<体制> 災害対応事務局 ○国・県、協定事業者等への応援要請 ○災害派遣部隊の受入調整 <u>○ボランティアセンターとの連携</u>  _____  _____	<体制> 災害対応事務局 ○国・県、協定事業者等への応援要請 ○災害派遣部隊の受入調整  _____  <u>システム・受援班</u> <u>○ボランティアセンターとの連携</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
76	第3章 第1節 第3 応援・協力の要請	5 ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、 <u>災害対応事務局</u> ） （1）（略）なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、 <u>災害対応事務局</u> が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行う。市川市災害ボランティアセンターの設立後、 <u>災害対応事務局</u> は、対応職員を派遣し、活動を支援する。	5 ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、 <u>システム・受援班</u> ） （1）（略）なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、 <u>システム・受援班</u> が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行う。市川市災害ボランティアセンターの設立後、 <u>システム・受援班</u> は、対応職員を派遣し、活動を支援する。
80	第3章 第2節 第1 情報連絡体制の確立	<体制> 広報・ <u>業務継続班</u> _____ _____ 予算・調査班 _____ 渉外班 学校教育班	<体制> 広報_____班 <u>システム・受援班</u> <u>業務継続班</u> 予算・調査班 <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> 渉外班 学校教育班
82	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝達	<体制> <u>広報・業務継続班</u> _____	<体制> <u>広報班</u> _____

ページ	修正箇所	現行	修正後
85	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝達	3 本部会議及び千葉県への被災状況報告（災害 対応事務局、_____）	3 本部会議及び千葉県への被災状況報告（災害 対応事務局、 <u>広報班</u> ）
86	同上	(3) 千葉県への報告 (略) _____	(3) 千葉県への報告 (略) <u>また、千葉県より派遣された情報連絡員と被害や災害 対応の状況、人的・物的ニーズ等について情報共有を 行う。</u>
同上	同上	(4) 市民への被災情報の提供 <u>広報・業務継続班</u> は、報道機関等を通じて市民に被災 情報を提供する。	(4) 市民への被災情報の提供 <u>広報班</u> は、報道機関等を通じて市民に被災情報を提 供する。
87	同上	5 被災状況の確認調査（略） (5) 行徳地域における橋りよう被災時の被災状況の 確認 (略) ウ 行徳橋、新行徳橋、 <u>国道 357 号市川大橋、妙 典橋</u> の被災状況確認について、国土交通省関東地 方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等 の協力を得て、迅速な調査を実施する。	5 被災状況の確認調査（略） (5) 行徳地域における橋りよう被災時の被災状況の 確認 (略) ウ 行徳橋、新行徳橋、_____市川大橋、妙 典橋の被災状況確認について、国土交通省関東地 方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等 の協力を得て、迅速な調査を実施する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
88	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>
同上	同上	1 市民への広報（ <u>広報・業務継続班</u> 、災害班、小学校区防災拠点） （1） <u>広報・業務継続班</u> は、市民に対し、地震に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。	1 市民への広報（ <u>広報</u> 班、災害班、小学校区防災拠点） （1） <u>広報</u> 班は、市民に対し、地震に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。
同上	同上	（2）災害班及び小学校区拠点では、市民の被災生活等に関する地区情報を収集・整理し、 <u>広報・業務継続班</u> と連携して、各地区で広報活動を実施する。	（2）災害班及び小学校区拠点では、市民の被災生活等に関する地区情報を収集・整理し、 <u>広報班</u> と連携して、各地区で広報活動を実施する。
同上	同上	表の「情報内容」 無線 Web _____ （略）	表の「情報内容」 無線 Web <u>メール</u> （略）

ページ	修正箇所	現行	修正後
89	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	表中の注釈 <hr/> SNS;本市フェイスブック、ツイッター、LINE 等による広報 (LINE は⑥と⑧のみ)	表中の注釈 メール;メール情報配信サービスによる情報提供 SNS;本市フェイスブック、ツイッター、LINE 等による広報
同上	同上	(6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、 <u>広報・業務継続班</u> を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。(略)	(6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、 <u>広報班</u> を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。(略)
90	同上	3 報道機関への対応 ( <u>広報・業務継続班</u> )	3 報道機関への対応 ( <u>広報班</u> )
93	第3章 第3節 第1 交通規制の実施	<基本方針> 2.特に行徳地域では、行徳橋、新行徳橋、 <u>国道357号市川大橋、妙典橋</u> の通行を確保できなければ、震災対応に大きな支障をきたす。	<基本方針> 2.特に行徳地域では、行徳橋、新行徳橋、 <u>市川大橋、妙典橋</u> の通行を確保できなければ、震災対応に大きな支障をきたす。
94	同上	3 行徳地域における交通規制 (略) (1) 行徳地域では、行徳橋・新行徳橋、 <u>国道357号市川大橋、妙典橋</u> における緊急車両の通行の確保が極めて重要な課題であるため、(略)。	3 行徳地域における交通規制 (略) (1) 行徳地域では、行徳橋・新行徳橋、 <u>市川大橋、妙典橋</u> における緊急車両の通行の確保が極めて重要な課題であるため、(略)。

ページ	修正箇所	現行	修正後
97	第3章 第3節 第2 道路・交通手段の確保	表中「河川・港湾」の「項目」 <u>行徳・南行徳漁港</u> の被災状況	表中「河川・港湾」の「項目」 <u>市川漁港</u> の被災状況
103	第3章 第3節 第4 応急医療活動の実施	1 医療活動 (1) 応急医療体制の確立（略） ア 震度5弱_____の地震の発生又は市長からの指示があった場合 市内又は周辺に震度5弱_____の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、医療本部は以下の方法によって（略）。 （略）	1 医療活動 (1) 応急医療体制の確立（略） ア 震度5弱若しくは5強の地震の発生又は市長からの指示があった場合 市内若しくは周辺に震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、医療本部は以下の方法によって（略）。 （略）
同上	同上	イ 震度5強以上の地震が発生した場合 市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生した場合は、_____第1段階として8箇所の拠点医療救護所を自動開設するものとし、（略）。 _____ なお、第2次開設医療救護所（7箇所）については、状況に応じて開設する。	イ 震度6弱以上の地震が発生した場合 市内若しくは周辺に震度6弱の地震が発生した場合は、 <u>医療本部の指示により</u> 、第1段階として8箇所の拠点医療救護所を__開設するものとし、（略）。 <u>なお、震度6強以上の地震の際は、拠点医療救護所を自動開設する。</u> また、第2次開設医療救護所（7箇所）については、状況に応じて開設する。

ページ	修正箇所	現行	修正後
104	第3章 第3節 第4 応急医療活動の実施	<p>エ 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、<u>広報・業務継続班</u>の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を行う。</p>	<p>エ 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、<u>広報班</u>の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を行う。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
104	第3章 第3節 第4 応急医療活動の実施	<p>(2) 医療活動（略）</p> <p>医療救護所における負傷者のトリアージ、応急処置及び助産は「災害時等の医療救護活動についての協定書」等に基づいて、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人薬剤師会、<u>市川浦安接骨師会</u>の医師、歯科医師、薬剤師、<u>接骨師</u>からなる救護班が実施する。</p> <p>イ 医療救護所の開設担当職員は、医療本部との連絡員_____要員として医療救護所に留まり、随時、活動状況等を報告する。</p>	<p>(2) 医療活動（略）</p> <p>医療救護所における負傷者のトリアージ、応急処置及び助産は「災害時等の医療救護活動についての協定書」等に基づいて、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人薬剤師会、<u>公益社団法人千葉県柔道整復師会市川・浦安支部</u>の医師、歯科医師、薬剤師、<u>柔道整復師</u>からなる救護班が実施する。</p> <p>イ 医療救護所の開設担当職員は、医療本部との連絡員や救護班の補助を行う要員として医療救護所に留まり、随時、活動状況等の報告等の活動を行う。</p>
同上	同上	<p>(3) 医薬品等の確保（医療本部）</p> <p>ア 医療救護所に必要な薬品等は、「災害時の医療救急活動に使用する医薬品の備蓄に関する協定」に基づいて、市川市薬剤師会の薬剤師が、<u>医薬品備蓄倉庫</u>等から調達・運搬する。</p>	<p>(3) 医薬品等の確保（医療本部）</p> <p>ア 医療救護所に必要な薬品等は、「災害時等の医療救護活動についての協定」に基づいて、市川市薬剤師会の薬剤師が、<u>医薬品備蓄倉庫</u>等から調達・運搬する。</p>
105	同上	<p>2 保健活動（医療本部）</p> <p><u>統括保健師</u>が組織横断的な保健・福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。</p>	<p>2 保健活動（医療本部）</p> <p><u>医療本部</u>が組織横断的な保健・福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
107	第3章 第3節 第5 避難勧告等の発令	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>1. (略)。また、①地震発生後の津波、②崖崩れ、③延焼火災、④危険物・有害物質の漏洩・流出、⑤建物倒壊の5つの要因については、災害対応事務局 _____ において応急対策の必要性を検討し、状況に応じて、市長が避難勧告・避難指示 (緊急) を行う。</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>1. (略)。また、①地震発生後の津波、②崖崩れ、③延焼火災、④危険物・有害物質の漏洩・流出、⑤建物倒壊の5つの要因については、災害対応事務局 <u>及び被災市街地対応本部</u>において応急対策の必要性を検討し、状況に応じて、市長が避難勧告等を行う。</p>
同上	同上	<p>&lt;体制&gt;</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>&lt;体制&gt;</p> <p><u>被災市街地対応本部</u></p> <p><u>○市内河川及び海岸等の堤防等、がけ崩れ警戒区域の巡視・監視</u></p> <p><u>○避難勧告等発令の意見具申</u></p>
108	第3章 第3節 第5 避難勧告等の発令	<p>2 警戒区域の設定 (災害対応事務局、_____)</p>	<p>2 警戒区域の設定 (災害対応事務局、<u>関係本部</u>)</p>
同上	同上	<p>3 避難勧告等の発令 (災害対応事務局、_____, _____、被災生活支援本部、関係機関)</p>	<p>3 避難勧告等の発令 (災害対応事務局、<u>被災市街地対応本部</u>、<u>広報班</u>、被災生活支援本部、関係機関)</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
109	第3章 第3節 第5 避難勧告等の発令	(3) 避難勧告・避難指示（緊急） _____ の流れ ア 災害対応事務局 _____ は、二次災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要性が認められる地域を選定し、市長に報告する。	(3) 避難勧告・避難指示（緊急） <u>発令</u> の流れ ア 災害対応事務局 <u>及び被災市街地対応本部</u> は、二次災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要性が認められる地域を選定し、市長に報告する。
同上	同上	イ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難勧告又は避難指示 _____（以下「避難勧告等」という。）を行う。（略）。	イ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難勧告又は避難指示（緊急） _____（以下「避難勧告等」という。）を行う。（略）。
同上	同上	エ 市長による避難勧告等が行われた場合、災害対応事務局 _____ は、直ちに、防災行政無線（同報無線）等を通じて避難勧告等を周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に避難勧告等の周知・徹底を指示する。	エ 市長による避難勧告等が行われた場合、災害対応事務局 <u>及び広報班</u> は、直ちに、防災行政無線（同報無線）等を通じて避難勧告等を周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に避難勧告等の周知・徹底を指示する。
同上	同上	4 広域避難誘導（災害対応事務局、 _____、被災生活支援本部、災害班、関係機関等）	4 広域避難誘導（災害対応事務局、 <u>被災市街地対応本部</u> 、被災生活支援本部、災害班、関係機関等）

ページ	修正箇所	現行	修正後
109	第3章 第3節 第5 避難勧告等の発令	(1) 広域避難の勧告又は指示を行う際、市長は、災害対応事務局 _____ に対し、予め安全な避難地・避難路を確認し、適切な避難誘導を実施するよう指示する。	(1) 広域避難の勧告又は指示を行う際、市長は、災害対応事務局及び被災市街地対応本部に対し、予め安全な避難地・避難路を確認し、適切な避難誘導を実施するよう指示する。
同上	同上	5 津波に対する避難（略） (2) 市民は、本市のホームページ、電子メール配信等を利用して、津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、必要に応じて、迅速かつ自主的に自宅等の上階及び高台等の安全な場所へ避難する。 （略）。	5 津波に対する避難（略） (2) 市民は、本市公式 Web サイト、メール情報配信サービス等を利用して、津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、必要に応じて、迅速かつ自主的に自宅等の上階及び高台等の安全な場所へ避難する。（略）。
110	第3章 第3節 第6 危険区域の立入禁止措置	1 警戒区域の設定（災害対応事務局、_____）	1 警戒区域の設定（災害対応事務局、 <u>関係本部</u> ）

ページ	修正箇所	現行	修正後
110	第3章 第3節 第6 危険区域の立入禁止措置	2 立入禁止措置（被災市街地対応本部、 <u>          </u> 、 関係機関）	2 立入禁止措置（被災市街地対応本部、 <u>広報班</u> 、 関係機関）
111	同上	（2） <u>広報・業務継続班</u> は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。	（2） <u>広報班</u> は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。
113	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	2 避難所の運営 （1）避難所の運営（略） 原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点協議会はそれを支援する。  _____	2 避難所の運営 （1）避難所の運営（略） 原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点協議会はそれを支援する。 <u>また、避難所の運営にあたっては、BJ☆projectによる防災に対する女性の視点も踏まえ、避難所のレイアウトや運営体制等、女性への配慮についても検討する。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
113	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	<p>(2) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、<u>広報・業務継続班</u>）</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報・業務継続班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ <u>広報・業務継続班</u>は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、<u>文化スポーツ部の協力や協定に基づく市川市国際交流協会等へのご悪ボランティアの派遣依頼</u>等により、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>	<p>(2) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、<u>広報班、帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u>は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、<u>協定に基づく市川市国際交流協会等へのご悪ボランティアの派遣依頼</u>等により、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>
113	同上	<p>(3) 福祉避難所への要配慮者の移送（被災生活支援本部、小学校区防災拠点<u>協議会</u>等）</p> <p>（略）</p> <p>イ 福祉避難所への要配慮者の移送にあたっては、小学校区防災拠点<u>要員</u>をはじめ、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、地域（自主）防災組織、消防団等の誘導によるほか、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による移送を要請する。</p>	<p>(3) 福祉避難所への要配慮者の移送（被災生活支援本部、小学校区防災拠点<u>_____</u>等）</p> <p>（略）</p> <p>イ 福祉避難所への要配慮者の移送にあたっては、小学校区防災拠点<u>_____</u>をはじめ、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、地域（自主）防災組織、消防団等の誘導によるほか、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による移送を要請する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
114	第3章 第4節 第2 要配慮者対策の実施	<p>&lt;体制&gt; 被災生活支援本部 ○開設する福祉避難所の決定 (略) <u>○外国人の安否・動向確認</u> (略) ○在宅避難する要配慮者への支援</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>&lt;体制&gt; 被災生活支援本部 ○開設する福祉避難所の決定 (略)</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>○在宅避難する要配慮者への支援</p> <p><u>帰宅困難者・外国人対応班</u></p> <p><u>○外国人の安否・動向確認</u></p>
114	同上	<p>1 避難行動要支援者の安否・動向確認（被災生活支援本部、_____） (略) (3) 避難勧告・指示が行われた場合、消防団や地域（自主）防災組織に対して避難行動要支援者を優先した避難誘導を呼び掛け、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。</p>	<p>1 避難行動要支援者の安否・動向確認（被災生活支援本部、<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>） (略) (3) 避難勧告等が行われた場合、消防団や地域（自主）防災組織に対して避難行動要支援者を優先した避難誘導を呼び掛け、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
115	第3章 第4節 第2 要配慮者対策の実施	3 要配慮者への支援活動（略） （1） <u>広報・業務継続班</u> と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。	3 要配慮者への支援活動（略） （1） <u>広報班</u> と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。
116	第3章 第4節 第3 帰宅困難者・滞留者対策の実施	<体制> <u>被災生活支援本部</u> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> <u>広報班</u>
同上	同上	（1）一斉帰宅抑制の呼び掛け（ <u>被災生活支援本部</u> ） 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、 <u>広報・業務継続班</u> の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、（略）。	（1）一斉帰宅抑制の呼び掛け（ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ） 震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、 <u>広報班</u> の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、（略）。
116	同上	（4）帰宅困難者・滞留者の把握（ <u>被災生活支援本部</u> ）	（4）帰宅困難者・滞留者の把握（ <u>帰宅困難者・外国人対応班</u> ）

ページ	修正箇所	現行	修正後
117	第3章 第4節 第3 帰宅困難者・滞留者対 策の実施	<p>(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供（<u>被災生活支援本部</u>）</p> <p><u>広報・業務継続班</u>の協力を得て、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧等について、放送機関や本市公式 Web サイト等を活用し、情報提供を行う。</p>	<p>(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供（<u>帰宅困難者・外国人対応班、広報班</u>）</p> <p><u>広報班</u>の協力を得て、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧等について、放送機関や本市公式 Web サイト等を活用し、情報提供を行う。</p>
同上	同上	<p>2 一時滞在施設の確保等</p> <p>(1) 一時滞在施設の開設（<u>被災生活支援本部</u>）</p>	<p>2 一時滞在施設の確保等</p> <p>(1) 一時滞在施設の開設（<u>帰宅困難者・外国人対応班</u>）</p>
同上	同上	<p>(3) 一時滞在施設の運営（千葉県、<u>被災生活支援本部、施設管理者</u>）</p> <p><u>被災生活支援本部</u>は、<u>施設管理者</u>と協力し、<u>帰宅困難者</u>等を一時滞在施設に受け入れる。</p> <p>（略）</p>	<p>(3) 一時滞在施設の運営（千葉県、<u>帰宅困難者・外国人対応班、施設管理者</u>）</p> <p><u>帰宅困難者・外国人対応班</u>は、<u>施設管理者</u>と協力し、<u>帰宅困難者</u>等を一時滞在施設に受け入れる。</p> <p>（略）</p>



ページ	修正箇所	現行	修正後
121	第3章 第4節 第5 行方不明者等の捜索及 び遺体の収容・埋葬	2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本 部、_____）	2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本 部、 <u>施設管理者等</u> ）
122	同上	4 埋葬（医療本部） （2）埋__葬許可書の発行手続きについては、市民 課との連携を図る。	4 埋葬（医療本部） （2）埋 <u>火</u> 葬許可書の発行手続きについては、市民 課との連携を図る。
123	第3章 第4節 第6 被災地の清掃	<体制> 被災市街地対応本部 <u>○仮設トイレの配置</u> （略） <u>○動物死体の処理</u>  _____ _____	<体制> 被災市街地対応本部  _____ （略） <u>○動物死体の処理</u>  <u>被災生活支援本部</u> <u>○仮設トイレの配置</u>
同上	同上	（3）消毒薬品は、 <u>清掃部</u> が保有しているものを、被 災市街地対応本部が避難所あるいは自治（町）会 単位等で配布するものとし、 <u>清掃部</u> が保有している消 毒薬品だけでは不足する場合には、協定事業者より 提供を受ける。	（3）消毒薬品は、 <u>環境部</u> が保有しているものを、被 災市街地対応本部が避難所あるいは自治（町）会 単位等で配布するものとし、 <u>環境部</u> が保有している消 毒薬品だけでは不足する場合には、協定事業者より 提供を受ける。

ページ	修正箇所	現行	修正後
124	第3章 第4節 第6 被災地の清掃	2 仮設トイレの設置・清掃管理（被災市街地対応本部、被災生活支援本部、市民） （1）仮設トイレの設置 （略） ウ 被災地内での仮設トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。	2 仮設トイレの設置・清掃管理（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、市民） （1）仮設トイレの設置 （略） ウ 被災地内での仮設トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。 エ 仮設トイレの設置にあたっては、BJ☆projectによる知見等、女性の視点も踏まえ、設置場所や設置する仮設トイレの種類等について検討する。
126	第3章 第4節 第7 被災地の警備	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>
126	同上	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、_____）	3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部、 <u>広報班</u> ）
129	第3章 第4節 第9 被災者住宅の確保	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
130	第3章 第4節 第9 被災者住宅の確保	3 公的住宅の確保幹旋（被災生活支援本部、_____）	3 公的住宅の確保幹旋（被災生活支援本部、 <u>広報班</u> ）
131	第3章 第4節 第10 応急教育の実施	<体制> 被災生活支援本部、_____	<体制> 被災生活支援本部、 <u>学校教育班</u>
133	第3章 第5節 第1 公共施設の復旧	<体制> 千葉県 <u>水道局</u>	<体制> 千葉県 <u>企業局</u>
134	同上	1 復旧活動体制の整備（略） （4）復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報・業務継続班</u> 、災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。	1 復旧活動体制の整備（略） （4）復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報班</u> 、災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。

ページ	修正箇所	現行	修正後
139	第4章 第1節 第1 復興まちづくり	<体制> <u>広報・業務継続班</u>	<体制> <u>広報班</u>
142	第4章 第2節 第1 市民生活再建支援	<基本方針> 2.被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、り災証明の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の検討、市税の減免や納入猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。	<基本方針> 2.被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、り災証明の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の検討、市税の減免や徴収猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。
同上	同上	<体制> 災害対応事務局 <u>○ボランティアセンターへの協力要請</u> <u>○相互応援協定に基づく応援職員の派遣要請</u>  _____ _____	<体制> 災害対応事務局  _____ <u>○相互応援協定に基づく応援職員の派遣要請</u>  <u>システム・受援班</u> <u>○ボランティアセンターへの協力要請</u>
同上	同上	1 り災証明の発行（予算・調査班） <u>(4) 証明手数料については免除する。</u>	1 り災証明の発行（予算・調査班）  _____

ページ	修正箇所	現行	修正後
143	第4章 第2節 第1 市民生活再建支援	3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班） （1）予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、 <u>地方税法第15条及び市川市税条例第51条に基づいて、期間の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。</u>	3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班） （1）予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、 <u>_____</u> 期限の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。
143	同上	8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、 <u>_____</u> 、 <u>_____</u> ）	8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、 <u>システム・受援班、帰宅困難者・外国人対応班</u> ）
144	同上	（5）被災生活支援本部は、必要に応じ <u>_____</u> て、市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室の相談員を確保する。	（5）被災生活支援本部は、必要に応じ <u>システム・受援班</u> の協力を得て、市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室の相談員を確保する。



ページ	修正箇所	現行	修正後
152	巻末資料 第3 福祉避難所施設一覧	_____	No.46 オアゾ市川 稲越町 57-1
158	巻末資料 第6 避難勧告等の発令区分 及び伝達方法（2）	表「避難勧告等の伝達方法」の「LINE の広報内容」 災害情報／気象情報 … - 被災状況 … - 交通規制 … - 危険区域 … - 避難勧告等 … ○ 避難場所／避難所 … ○	表「避難勧告等の伝達方法」の「LINE の広報内容」 災害情報／気象情報 … ○ 被災状況 … ○ 交通規制 … ○ 危険区域 … ○ 避難勧告等 … ○ 避難場所／避難所 … ○
同上	同上	図「避難勧告等の伝達の主な流れ（フロー図）」  広報・業務継続班（企画部・情報政策部）	図「避難勧告等の伝達の主な流れ（フロー図）」  広報班（広報室・情報政策部）